

# 大規模不法行為での懲罰的賠償の妥当性

## 樫 博 行

はじめに

大規模不法行為(mass torts)訴訟では救済として損害を補うための填補賠償(compensatory damages)に加え、懲罰的賠償(punitive damages)が請求されることがある。懲罰的賠償とは、違法行為に対する報復のため、実際の損害額に加えて請求する賠償である。アメリカにおけるこの損害賠償の方式は、一部の州を除き数世紀にわたってコモン・ローで用いられてきた。大規模不法行為が出現する以前は、不法行為の訴えは原告および被告とも個々であった。しかし、大規模不法行為は有毒物質や欠陥のある製造物により被害が発生するため、人身損害は多数かつ広範囲なものとなり、複数の訴えを併合するようになった<sup>(1)</sup>。

懲罰的賠償は、当事者間の財政的不公平さと訴訟の非効率性を回避することを目的としており、原則的に故意による不法行為を原因とする損害を対象とする。そして大規模不法行為において、例えば欠陥のある製造物は過失により製造されるため、多くの場合被害者である原告は、加害者の過失を原因として損害を補うための填補賠償の請求を行うのである。つまり、過失による不法行為を原因とする損害が対象となり、懲罰的賠償と大規模不法行為の原因は異なることになる。そこで、大規模不法行為において懲罰的賠償は妥当な賠償となるのか本稿で検討する。

---

(1) 大規模不法行為とは、多くの者に損害を与える民事上の違法(civil wrong)を意味する。この中には工場からの有毒物質による不法行為である有毒物質不法行為(toxic torts)や、民間航空機事故が含まれると観念されている。BLACK'S LAW DICTIONARY 11th ed., mass torts (2019). なお、典型的な有毒物質不法行為はアスベスト、放射線、そして有毒廃棄物である。Id. at toxic torts.

## 一 懲罰的賠償の目的

懲罰的賠償とは、被害者の実際の損害を補填する額とは別に、被告に対する制裁や違法行為の抑止を意図して賠償を認める方法である<sup>(2)</sup>。イングランドのコモン・ローで発展したものであり<sup>(3)</sup>、1763年に二件の判決により当該賠償方法が確立された。まずHuckle v. Money<sup>(4)</sup>は、役人が匿名の捜査令状により違法な捜索と押収(illegal search and seizure)、身体的強迫(assault)、そして不法監禁(false imprisonment)を行ったのであれば、実損害の賠償に加えて制裁を加えるための損害賠償を認めることができると判断した<sup>(5)</sup>。さらに同年のWilkes v. Wood<sup>(6)</sup>では、当該賠償は制裁のみならず将来の違法行為への抑止も目的とすると述べたのである<sup>(7)</sup>。その後、懲罰的賠償はイギリス以外のコモン・ロー諸国に伝播した<sup>(8)</sup>。19世紀にはアメリカにおいても、損害が犯意(malice)による、過酷な状況になる(oppression)または詐欺(fraud)により発生させられた場合に、懲罰的賠償が認められるようになった。例えば、1873年にバーモント州最高裁判所はEarl v. Tupper<sup>(9)</sup>において、これらにより損害が発生した場合には懲罰的賠償が認容されると判断したのである<sup>(10)</sup>。

従前より刑事罰を科された上で懲罰的賠償を認めるのは二重の危険(double jeopardy)に該当し、合衆国憲法第14修正に規定する適正手続(due

(2) *Id.* at punitive damages.

(3) イングランドにおける懲罰的損害賠償の発展過程については、樺博行「イングランドにおける懲罰的損害賠償の成立背景と変遷」白鷗法学第21巻1号125頁(2014)以下を参照。

(4) [1763] 95 Eng. Rep. 768.

(5) *Id.* at 769.

(6) [1763] 98 Eng. Rep. 48.

(7) *Id.* at 498.

(8) アメリカ以外のコモン・ロー諸国への懲罰的賠償の伝播については、前掲注2・樺博行・138-145頁を参照。

(9) 45 Vt. 275 (1873).

(10) *Id.* at 286.

process)に違反する可能性があることが指摘されてきた<sup>(11)</sup>。そこで、1996年の合衆国最高裁判所判決であるBMW of North America, Inc. v. Gore<sup>(12)</sup>は、適正手続違反を判断するにあたり以下の3つの指針を示した。①行為の非難程度、②損害と賠償額間の妥当な関連性、③類似した事案において容認された民事罰との相違である<sup>(13)</sup>。

懲罰的賠償の認容と賠償額の決定は、裁判官または陪審に委ねられることになる<sup>(14)</sup>。ただし、ミシシッピ州では賠償額の判定は専ら陪審が行う<sup>(15)</sup>。またバーモント州やアラバマ州では、詐欺(fraud)事案に限り、違法行為の非道さや将来に同様な違法を抑止する必要性を考慮した上で、陪審に懲罰的賠償の判断を委ねている<sup>(16)</sup>。1974年に合衆国最高裁判所は、Gertz v. Robert Welch, Inc.<sup>(17)</sup>において、ほとんどの州では陪審が懲罰的損害額を決定するための基準は、過度の額にならないことのみであると述べていた<sup>(18)</sup>。さらに、1991年にはPacific Mutual Ins. Co. v. Haslip<sup>(19)</sup>で、ほとんどの州で懲罰的賠償額の決定が陪審に委ねられていることと、その額の妥当性が事実審である地方裁判所で審理されており、懲罰的賠償額の上限が制定法により設定されていることが言及されていた<sup>(20)</sup>。陪審の裁量により賠償額を決定することは、合衆国憲法第14修正に定める適正手続違反の可能性を示すが、判例は懲罰的賠償額を決定すること自体が違反とはな

(11) See, e.g., 2A American Law of Torts §8:54 (update 2023).

(12) 517 U.S. 559 (1996).

(13) *Id.* at 575.

(14) See, e.g., Cotto Law Group, LLC v. Benevidez, 2022 WL 610612, at \*6 (Ga. 2022); Peters v. Rivers Edge Min., Inc., 680 S.E.2d 791, 821 (2009).

(15) Kennedy v. Illinois Cent. R. Co., 30 So.3d 333, 337 (Miss. 2010).

(16) 例えば、バーモント州やアラバマ州である。バーモント州は、Follo v. Florindo, 970 A.2d 1230, 1236 (Vt. 2009); アラバマ州は、*Ex parte* Lewis, 416 So.2d 410, 411 (Ala. 1982) で示されている。

(17) 418 U.S. 323 (1974).

(18) *Id.* at 350.

(19) 499 U.S. 1 (1991).

(20) *Id.* at 15.

らないと判断していたのである<sup>(21)</sup>。

1763年にイングランドでくだされた二件の判決で示されたように、アメリカにおいても懲罰的賠償の目的が、違法行為への懲罰と将来にわたる違法行為の抑止ととらえられていた<sup>(22)</sup>。さらに、懲罰的賠償が認容される基準も示していた。重大な損害発生の危険性を引き起こす<sup>(23)</sup>、現実の犯意をもつ<sup>(24)</sup>、他者の権利を無視する(indifference)など、不法行為被害者である原告の権利を故意(willful)または無謀(reckless)に侵害する行為が、懲罰的賠償を認容する基準であった<sup>(25)</sup>。これらの行為は不名誉な態度や権限の濫用<sup>(26)</sup>さらには凶悪<sup>(27)</sup>とも評価されていた。つまり、被告の行為が甚だしく非難されるとともに損害賠償により懲罰されるに値しなければならず、過失または重過失では懲罰的賠償は認められないことになるのである<sup>(28)</sup>。

懲罰的賠償という懲罰とは、報復の意味で負担を強いることである<sup>(29)</sup>。20世紀後半に社会倫理の観念が確立されるにつれて、民事における懲罰が妥当であるにとらえられるようになった<sup>(30)</sup>。社会倫理の観点から不当に損害を与えた加害者に懲罰を科すことが当然と認識されるようになったのである<sup>(31)</sup>。不法行為者を平等に扱うという前提で行為の程度に応じた懲罰

(21) *Id.* at 17.

(22) *See, e.g.*, David G. Owen, *A Punitive Damages Overview: Functions, Problems and Reform*, 39 VILL. L. REV. 363, 375-78 (1994).

(23) *See, e.g.*, Grefer v. Alpha Technical, 965 So.2d 511, 518 (La. Ct. App. 2007).

(24) *See, e.g.*, Ellerin v. Fairfax Sav., 652 A.2d 1117, 1123 (Md. 1995).

(25) *See, e.g.* White v. Citizens Nat'l Bank of Boone, 262 N.W.2d 812, 817 (Iowa 1978).

(26) David G. Owen, *Civil Punishment and the Public Good*, 56 S. CAL. L. REV. 103, 104 (1982).

(27) Marc Galanter & David Luban, *Poetic Justice: Punitive Damages and Legal Pluralism*, 42 AM. U. L. REV. 1393, 1432 (1993).

(28) *Ind. & Mich. Elec. Co. v. Terre Haute Indus.*, 507 N.E.2d 588, 610 (Ind. 1987).

(29) Dorsey D. Ellison, Jr., *Fairness and Efficiency in the Law of Punitive Damages*, 56 S. CAL. L. REV. 1, 4 (1982).

(30) *Id.* at 4-5.

(31) *Id.* at 5.

が求められ、懲罰的賠償は適切な手続を経て裁判所により判断された違法に対して事後的に科せられることになったのである<sup>(32)</sup>。

一方、抑止とは将来的に加害者またはその他の者による有害な行為の発生を止めることを意味する<sup>(33)</sup>。また、以上の懲罰的賠償の目的に加え、弁護士費用の支出など実際の損害額と填補賠償額との差を埋めるための実際的な機能も指摘されている<sup>(34)</sup>。しかし、この機能については填補賠償を増額するだけで足りるため、懲罰的賠償にこの目的を付加する必要がないという反論もある<sup>(35)</sup>。

法と経済の視点から懲罰的賠償をとらえる論者もいる。元来危険な行動がもたらす損失を取り込み、社会全体に対して違法行為の一般的抑止効果を与え、注意義務の存在を世間一般が認識できる程度まで上昇させることを目的とするものが懲罰的賠償であると主張するのである<sup>(36)</sup>。この主張に基づけば、懲罰的賠償の主たる目的が一般的抑止にあり、個々人への懲罰は求められていないことになる<sup>(37)</sup>。懲罰的賠償の成立経緯を考慮すれば、抑止効果を担保するためには民事制裁の意義があり<sup>(38)</sup>、私的報復としての性質は残されるべきだと考えられるはずである<sup>(39)</sup>。抑止効果にのみ傾斜して懲罰的賠償をとらえることになれば、懲罰的賠償は不明確なままになるため、あくまでも制裁の目的が必要になるのである。この理解に従えば、懲罰的賠償が意図した目的と判例が示した基本的な性質を認識することが

(32) *Id.* at 8.

(33) *Id.* at 8-9.

(34) *Id.* at 3-4.

(35) Gary T. Schwartz, *Deterrence and Punishment in the Common Law of Punitive Damages: A Comment*, 56 S. CAL. L. REV. 133, 139-40 (1982).

(36) A. Mitchell Polinsky & Steven Shavell, *Punitive Damages: An Economic Analysis*, 111 HARV. L. REV. 869, 877-901 (1998).

(37) Dan Markel, *How Should Punitive Damages Work?*, 157 U. PA. L. REV. 1383, 1412 (2009).

(38) Benjamin C. Zipursky, *A Theory of Punitive Damages*, 84 TEX. L. REV. 105, 107 (2005).

(39) Anthony J. Sebok, *Punitive Damages: From Myth to Theory*, 92 IOWA L. REV. 957, 1023 (2007).

できるのである<sup>(40)</sup>。

最近でも、大規模不法行為で懲罰的賠償が認められるには、訴訟原因に何らかの故意による不法行為が存在していることが必要とされている。2010年にミシシッピ州南部地区連邦地方裁判所は、大規模不法行為そのものではなく、大規模不法行為訴訟に付随する行為に関して一つの判決をくだしている。Illinois Central Railroad Company v. Harried<sup>(41)</sup>である。本件は、原告が既にアスベスト被害の和解金を受領したにも関わらず、後日損害賠償請求の訴えを提起した詐欺事案であった。原告のこの詐欺行為について原告代理人も知っていた<sup>(42)</sup>。そのため、本判決では既に支払われた懲罰的賠償を被告に返還することと、原告代理人の行為も詐欺に該当するとして被告に対して懲罰的賠償の支払いをするよう命じている<sup>(43)</sup>。大規模不法行為における懲罰的賠償の認容基準は、従前より故意による不法行為が存在していることであり、これは近時においても変化しない大原則なのである。

## 二 大規模不法行為と懲罰的賠償

### 1. 大規模不法行為事案で懲罰的賠償を認める根拠

大規模不法行為での懲罰的賠償は、1967年に薬剤の有毒性について故意かつ不当に無視した(wanton disregard)ため薬害が発生したと主張された有毒物質不法行為事案で初めて認められた<sup>(44)</sup>。その後も懲罰的賠償を認める理由に変化はなかった。例えば、1984年のフロリダ州控訴裁判所によるJohnson-Manville Sales Corp. v. Janssensは、アスベスト製造会社が同物質の危険性を知りながら長期間にわたり自社の労働者に製造を行わせていたことが、「故意かつ不当に人の健康と安全の無視」であるとして懲罰

---

(40) Schwartz, *supra* note 35, at 143-44.

(41) 2010 WL 1235899 (S.D. Miss. Mar. 2010).

(42) *Id.* at \*1.

(43) *Id.* at \*3.

(44) Toole v. Richardson-Merrell, Inc., 60 Cal. Rptr. 398, 416 (1967).

の賠償を認めた<sup>(45)</sup>。大規模不法行為事案では、懲罰的賠償の要件として故意による違法行為の発生を必要としたのである。

そして、大規模不法行為での懲罰的賠償を広く認める傾向がカリフォルニア州で現れるようになった。1981年のカリフォルニア州控訴裁判所判決であるGrimshaw v. Ford Motor Co.は、フォード車の欠陥により致命傷を負った原告に3,500万ドルの懲罰的賠償を認めた<sup>(46)</sup>。本判決は、カリフォルニア州制定法<sup>(47)</sup>に規定される懲罰的賠償の要件である犯意(malice)を、特定他者に害を及ぼうとする意思のみならず、他者に害を及ぼしている状態を意識的に無視する行為をも含むと述べて<sup>(48)</sup>、懲罰的賠償が認められる範囲を拡大した。また、懲罰的賠償の主たる目的を違法行為者の懲罰と、違法行為者その他の者による今後の違法行為の抑止としたことは<sup>(49)</sup>、従前と比べて変化がなかった。しかし、同裁判所は、製造物責任とりわけ設計上の欠陥(design defect)事案では、製造業者が欠陥を改善して製造上の安全基準を順守するよりも、コストを考慮して填補賠償を支払う方がよいと考えた。刑法が適切な消費者保護を目的とするものではないため<sup>(50)</sup>、製造業者が大量な欠陥製造物を製造することを抑止することができなければ<sup>(51)</sup>、私人が法を強制しその経費として懲罰的賠償を受領することが当然であると考えたのである<sup>(52)</sup>。そしてこの観点から、故意のみならず厳格責任(strict liability)に基づいた欠陥製造物への賠償責任に対しても懲罰的賠償は妥当となると判断したのである<sup>(53)</sup>。

また、1987年にはカンザス州最高裁判所は、Tetuan v. A.H. Robins Co.で、

(45) 463 So.2d 242, 250-51 (Fla. Dist. Ct. App. 1984).

(46) 174 Cal. Rptr. 348, 399 (1981).

(47) Cal. Civ. Code, §3294.

(48) 174 Cal. Rptr. at 381.

(49) *Id.* at 382.

(50) *Id.*

(51) *Id.* at 389.

(52) *Id.* at 383.

(53) *Id.*

子宮内に装着する避妊具であるダルコン・シールド(Dalkon Shield)の欠陥につき、750万ドルの懲罰的賠償を認めている<sup>(54)</sup>。本判決は、まず懲罰的賠償が公益に反するものではないと述べた<sup>(55)</sup>。次に当該賠償が認められる場合を、詐欺、犯意、重過失(gross negligence)または圧迫(oppression)が存在する事案に限定した<sup>(56)</sup>。また当該賠償の目的を、他者の権利へ害を及ぼし、報復的、または意図的かつ理不尽な(willful and wanton)行為の再発を抑止して、これらの行為を罰することであるととらえた<sup>(57)</sup>。

訴訟開始当時ダルコン・シールドは既に回収されていたが、ダルコン・シールド製造者が欠陥のある製品を市場に流通させただけでなく、何年にもわたり詐欺的に虚偽表示で欠陥を隠蔽していたことが懲罰的賠償を認める理由としたのである<sup>(58)</sup>。製造者による単なる過失ではないこれらの行為への懲罰的賠償を認めることは、合衆国憲法が保障する適正手続(due process)の基本的な公正さに違反するものではない<sup>(59)</sup>。懲罰的賠償は違法行為者のみならず、その他の者の将来の違法行為を抑止することが目的であると強調したのである<sup>(60)</sup>。

1980年以降の懲罰的賠償は加罰して違法行為を抑止し、さらにこの抑止は社会的に広く違法行為の発生を防ぐ目的に変化していった。その結果、懲罰的賠償が認容される根拠として大規模性つまり社会的に広く違法行為を抑止するという目的が前面に現れたのである。

## 2. 不法行為の大規模性に対応した手続

1985年までにアスベストにばく露した人の数は全米で2,100万人を超

---

(54) 738 P.2d 1210, 1246 (Kan. 1987).

(55) *Id.* at 1237.

(56) *Id.* at 1239.

(57) *Id.*

(58) *Id.* at 1245.

(59) *Id.*

(60) *Id.* at 1246.



え、そのうち20万人が20世紀末までにアスベストが原因で死亡と推定されている<sup>(61)</sup>。一旦損害賠償請求の訴えが提起されると、多くの原告により全米で広範囲に他の訴えが出現することになる。大規模不法行為が直面した主たる問題は、不法行為被害者つまり原告の数と居住する地域が広範になることである。各々の原告が訴えを提起すれば、それに比例して訴えが増加する。これに対処するためには、当事者の併合と各地の州および連邦裁判所に提起された訴えの併合が必要となる<sup>(62)</sup>。

大規模不法行為訴訟が多く提起された後に、当事者の併合を行う方法として用いられたのが、連邦民事訴訟規則および州の民事訴訟手続に規定されるクラス・アクションであった。①当事者の集団が非常に多くの者で構成されるため併合が実際に不可能であること。②当該集団に共通の法的および事実に関する争点があること。③当該集団の請求と抗弁が個々の当事者のものに典型であること。そして、④当該集団の代表者が集団の利益を適切に代表できること。これらの要件が満たされれば、クラス・アクションとして訴状に氏名の記載のない者も判決に拘束されることになる<sup>(63)</sup>。

また、事実審理前の証拠開示手続であるプレ・トライアルの併合については、連邦裁判所では広域係属訴訟手続(multidistrict litigation)がある。複数の地方裁判所に係属する共通の法的かつ事実上の争点をもつ訴えを特定した地方裁判所に移送し併合したプレ・トライアルを進行させ、それが終了すると原裁判所に再移送する手続である<sup>(64)</sup>。2000年以降、広域係属訴訟

(61) Jackson v. Johns-Manville Sales Corp., 750 F.2d 1314, 1323 (5th Cir. 1985).

(62) 連邦および州裁判所のそれぞれで訴えの併合が行われるが、これら異なる裁判所間で協働して併合審理を進める例がある。これについては、樫博行「大規模不法行為訴訟における連邦裁判所と州裁判所の協働」白鷗法学第21巻2号1頁(2015)以下を参照。

(63) F. R. C. P. Rule 23(a).

(64) 28 U.S.C.A §1407. 大規模不法行為においては、損害程度が個々の被害者により相違することが理由で、1990年代以降はクラス・アクションが認証されない状況となった。そこで、とりわけ連邦裁判所で訴えを併合するために広域係属訴訟手続が多く用いられるようになってきた。このような大規模不法行為が解決の途を模索している現状と、広域係属訴訟手続の概要については、例えば樫博行「クラス・アクションから広域係属訴訟手続へ」白鷗法学第28巻2号153頁(2021)以下を参照。

手続がクラス・アクションに代替し、併合された事案の一部を先導審理(bellwether trial)つまりテスト・ケースとして選び、そのプレ・トライアルを先行させることで他の事案での和解を促進させてきた<sup>(65)</sup>。

このように、大規模不法行為においては当事者とりわけ原告が多く、提起される訴えも比例して多数となるため、これらを集約する方法を模索することが大規模不法行為の解決における最も重要な課題であった。大規模不法行為は主として過失による不法行為で発生する。しかし、過失と懲罰的賠償の間には関連性がない。関連性がないにもかかわらず訴えを集約できるのかという疑問が生じる。大規模不法行為の例には、処方薬の製造者が薬剤の製造管理を不注意に行い、その結果適切な服用上の注意が警告されずに市場に流通して薬剤により損害が発生することがある。この場合、懲罰的賠償が認められるには少なくとも無謀(recklessness)な製造管理などの要因が必要であるとされてきたのである<sup>(66)</sup>。

この無謀さとは、他者に重大な損害を引き起こすこと、または一般通常人(reasonable person)がこの危険性を認識できる程度で、一連の行為を意識的に選択することである。行為者が当該行為を実質的には過失よりも重大な危険を含むものであると認識して行うことが無謀さとなる<sup>(67)</sup>。つまり、過失や重過失(gross negligence)と比べ結果に対する考慮がないことであり、他者に及ぼす損害を回避するための相応な措置を講ずることができない、未必の故意ということになる<sup>(68)</sup>。

---

(65) 樺博行「アメリカ連邦裁判所における広域係属訴訟手続の先導審理」法政治研究 第9号29, 31-33(2023)を参照。

(66) Roginsky v. Richardson-Merrell, Inc., 378 F.2d 832, 850 (2d Cir. 1967).

(67) Northrup v. Witkowski, 167 A.3d 443, 459 (Conn. 2017).

(68) Doe v. Boy Scouts of America Corp., 147 A.3d 104, 120 (Conn. 2016).

### 3. 共同不法行為を超える新しい不法行為法理論構築の必要性

1960年代中頃から、アスベストのばく露により中皮腫(mesothelioma)を発症させることが疫学的研究により明らかになった<sup>(69)</sup>。これを背景にアスベスト被害による損害賠償請求の訴えが増加してきた<sup>(70)</sup>。アスベストによる損害発生を警告を怠ったことを理由に<sup>(71)</sup>、1980年代に至るとアスベスト被害を原因とする損害賠償請求の訴えが激増した。例えばアスベスト製造業者のJohns-Manvilleは、12,500件以上の損害賠償請求の訴えを提起され毎月425件の新規の訴えに直面した<sup>(72)</sup>。Johns-Manvilleの賠償額が20億ドルを超えると予想されたため倒産を回避できず、連邦破産法第11章の更生手続申請を行った<sup>(73)</sup>。更生手続が進行するにつれて、更生計画(plan of organization)の中に将来のアスベスト被害者への救済を目的とする信託が設定された<sup>(74)</sup>。しかし、複数のアスベスト製造者が存在していたため、アスベスト被害がいかなる製造者の製品を原因とするのか特定できない状況でもあった。

コモン・ローでは複数人に不法行為責任を負わせるために、共同不法行為(joint torts)が法理として存在していた。これを行う共同不法行為者(joint tortfeasor)は、特定の人または財産に対して単一の損害を発生させることに寄与した複数人であり、連帯責任を負う者と定義されている<sup>(75)</sup>。共同不法行為が成立するためには、①複数の者の行為が調和(in concert)してい

(69) Borel v. Fibreboard Paper Products Corp., 493 F.2d 1076, 1082 (5th Cir. 1973).

(70) Lester Brickman, *On the Theory Class's Theories of Asbestos Litigation: The Disconnect Between Scholarship and Reality*, 31 PEPP. L. REV. 33, 54 (2003).

(71) *Id.* at 35.

(72) Kane v. Johns-Manville Corp., 843 F.2d 636, 639 (2d Cir. 1988).

(73) *Id.* 倒産手続とりわけ連邦倒産法Chapter 11による更生手続が大規模不法行為訴訟を決着させていたことについては、樫博行「大規模不法行為の倒産手続による解決」白鷗大学法科大学院紀要9号39頁(2015)を参照。

(74) Marianna S. Smith, *Resolving Asbestos Claims: The Manville Personal Injury Settlement Trust*, 53 LAW & CONTEMP. PROBS. 27, 29-31 (1990). なお、アスベスト被害救済のための信託については、前掲注73・樫博行・46-50頁を参照。

(75) Hill v. Rhinehart, 45 N.E.3d 427, 438 (Ind. 2015).

る、または②複数の者が同時に損害を発生させたが、実際の加害者が特定できない場合である。そして、いずれかに該当すれば、行為した複数の者は、共同不法行為者として連帯責任を負うことになる<sup>(76)</sup>。

しかし、欠陥薬品による損害の発生では、共同不法行為は想定し難い。何故なら共同不法行為は複数人の違法行為が同時に行われることを前提とするからである。例えば、2台を超える複数の自動車による事故などが想定される<sup>(77)</sup>。一方、欠陥薬品による損害の発生では、複数の製造者が全く同じ欠陥をもつ薬品の製造を同時に行うことは想定できない。したがって、複数人が関係しながらも共同不法行為の要件を満たせない損害に対応する理論が待たれたのである。

#### 4. 業界全体責任の観念

1970年代から製造物責任の領域において、業界団体を構成する複数の企業が連帯責任を負うべきと主張されてきた<sup>(78)</sup>。切迫流産防止剤として広く用いられたジエチルスチルベストロール(Diethylstilbestrol: DES)を胎児期に母体から吸収した女性が膣腺ガンや子宮形成不全などを発症し、その損害賠償を求めた訴訟が急増していたことに起因する<sup>(79)</sup>。1980年にカリフォルニア州最高裁判所はSindell v. Abbott Laboratories<sup>(80)</sup>で、以下のように判断した。まず、当該薬剤が原因で損害が発生したことが認められるが<sup>(81)</sup>、多くの製造者によりDESが製造されているので、損害を引き起こした加害者の特定ができない。次に、複数の製造者が当該薬剤を同時に製造

(76) 共同不法行為についての詳細は、樺博行『アメリカ民事法入門第2版』199-200頁(勁草書房, 2019)を参照。

(77) See, e.g., Hamm v. Thompson, 353 P.2d 73, 73-74 (Colo. 1960).

(78) Lewis A. Berns & George J. Lykos, *Sindell v. Abbott Labs - The Heir of the Citadel*, 15 FORUM 1031 (1979).

(79) Colleen T. Davies, *Punitive Damages in DES Market Share Litigation*, 23 SANTA CLARA L. REV. 185, 187-88 (1983).

(80) 607 P.2d 924 (Cal. 1980).

(81) *Id.* at 928.

つまり調和して行っていなかったため、共同不法行為には該当しないと判断した<sup>(82)</sup>。カリフォルニア州裁判所では、共同不法行為に該当しない場合の救済法理を構築していた。2人以上の加害者が想定されるが実際に加害行為を行った者を特定できなければ、各々の当事者に挙証責任(burden of proof)を負担させ、その結果により責任を判定する代替的責任(alternative liability)<sup>(83)</sup>を認めていたのである。また、加害者の特定が不能であるが特定産業の業界が安全基準を設定していれば、当該産業のすべての企業が責任を負う業界全体責任(industry-wide liability / enterprise liability)<sup>(84)</sup>も同様に認めていたのである。業界全体責任は当該業界全体が損害の因果関係を有するものであるため、個々の業界の構成員が損害に寄与しているとみなされるからである<sup>(85)</sup>。

以上の判例法理に基づいて、Sindell判決は本件では加害者を特定できず、さらにDESの製造者は200を超えており各々に証拠を提示させるのが困難でありかつ安全基準もないため、以上の法理は適用できないと述べた<sup>(86)</sup>。そこで、本判決では、同一の化学式でこれを製造した製造者が同剤の市場占有率に応じて損害に責任をもつと判断したのである<sup>(87)</sup>。

### 三 大規模不法行為への懲罰的賠償適用の是非

#### 1. 大規模不法行為と懲罰的賠償の対象と陪審判断

大規模不法行為訴訟では訴えが併合され、集団的に手続規定にしたがった一定の形式で行われるため、個々の事案で手続上の相違は原則的に存在

(82) *Id.* at 931-32.

(83) "*Concert Of Activity,*" "*Alternate Liability,*" "*Enterprise Liability,*" *Or Similar Theory As Basis For Imposing Liability Upon One Or More Manufacturers Of Defective Uniform Product, In Absence Of Identification Of Manufacturer Of Precise Unit Or Batch Causing Injury*, 63 A.L.R.5th 195,§3[a] (1998).

(84) *Id.* at §5[a].

(85) *Bostic v. Georgia-Pacific Corp.*, 439 S.W.3d 332, 339 (Tex. 2014).

(86) *Sindell*, 607 P.2d at 930-31, 935.

(87) *Id.* at 936-37.

しない<sup>(88)</sup>。また、実体法上の新しい理論である業界全体責任も一括した集団である業界に責任を負わせる点において、救済を行う上での集団的処理といえる。しかし、懲罰的賠償は集団的ではなく個別に被告の違法行為に対して懲罰を行うことが趣旨である。

さらに、懲罰的賠償では基準なしに賠償額が決定される。多くの場合、懲罰的賠償を認めるのは陪審だからである。大規模不法行為訴訟においても、合衆国憲法第7修正が保障する陪審審理の下で事実審理および損害賠償額の決定が陪審に委ねられている<sup>(89)</sup>。そのため、陪審が懲罰的賠償額の帰趨を握っている。とりわけ医療過誤や製造物責任訴訟では裁判官による事実審理よりも原告の勝訴率が高く、また損害賠償額も多い<sup>(90)</sup>。陪審審理においては、事実認定および損害賠償額の決定は先例である判例ではなく、陪審の経験によりなされる。大規模不法行為の賠償責任の有無と賠償額の決定が陪審に委ねられ、これらの判断は法的基準で拘束されることはない。つまり、制定法で陪審の権限を制限することは第7修正に違反する可能性がある。そのため、陪審の賠償責任と賠償額の判断は大規模不法行為被害者への同情でなされることが推定される。

陪審の被害者への同情や気まぐれさ(*capriciousness*)により賠償責任と賠償額が決定されることになれば、故意または未必の故意が曖昧かつ広範に解かれて懲罰的賠償が認められることになる。裁判所は損害賠償を減額することが可能であるものの<sup>(91)</sup>、不法行為責任と懲罰的賠償の根拠は曖昧なままである<sup>(92)</sup>。懲罰的賠償の決定において、その決定基準が曖昧なまま

---

(88) James A. Henderson, Jr., *The Impropriety of Punitive Damages in Mass Torts*, 52 GA. L. REV. 719, 745 (2018).

(89) U.S. CONST. amend. VII.

(90) Kevin M. Clermont & Theodore Eisenberg, *Trial by Jury or Judge: Transcending Empiricism*, 77 CORNELL L. REV. 1124, 1140-41 (1992).

(91) See, e.g., VA Code Ann. §8.01-38.1

(92) Byron G. Stier, *Jackpot Justice: Verdict Variability and the Mass Tort Class Action*, 80 TEMP. L. REV. 1013, 1024-28 (2007).

事実認定が行われ、客観性が担保されないことになる。また、個々の陪審員の判断傾向を把握できない限り、懲罰的賠償が認容されるか否かは予見できないことになり、当事者が自らの訴訟方針を決定することができなくなる<sup>(93)</sup>。

## 2. 懲罰的賠償がもつ抑止効果の実効性

懲罰的賠償は、従前より社会全体に対して不法行為の再発防止を促す目的もあった。社会による将来の違法行為を抑え止まらせる、一般的抑止の効果をもたらす手段として認識されてきた<sup>(94)</sup>。損害をもたらす社会への影響を消滅させるための経費を加害者から支出させることで、填補賠償では補えない損害に対応するものともいえる<sup>(95)</sup>。しかし、填補賠償が多額で大規模不法行為の被害者である原告に寛容な額であり、被告にとって過負担となれば、填補賠償により一般的抑止が満足され懲罰的賠償の必要性が消滅することになる。

また、懲罰的賠償が被告による将来同様な違法行為をなすことを止める特定抑止の効果も実効性がない。なぜなら特定抑止のためには、特定の者は懲罰的賠償の負担を適切に通知されてそれを認識しなければならないからである。被告が自らの行為を違法であると評価できない、または違法行為時と判決時の間が著しく乖離している場合にも認識することができない<sup>(96)</sup>。業界全体の責任理論が示すように、特定の企業が損害を発生させているにもかかわらず業界全体に不法行為責任を負わせると、自らが違法行為を行っていないと考える企業は当然ながら不法行為責任を認識することはない。自らの行為と損害との間には因果関係は存在していないと考える

---

(93) W. Kip Viscusi, *The Social Costs of Punitive Damages Against Corporations in Environmental and Safety Torts*, 87 GEO. L. J. 285, 285 (1998).

(94) A. Mitchell Polinsky & Steven Shavell, *Punitive Damages: An Economic Analysis*, 111 HARV. L. REV. 869, 869-901 (1998).

(95) Ellison, Jr., *supra* note 29, at 3.

(96) Henderson, Jr., *supra* note 88, at 753.

からである<sup>(97)</sup>。以上のように、懲罰的賠償が特定の者に対する違法行為を抑止する機能については、ほぼ効果が見られないといえるのである。

### 3. 大規模不法行為で懲罰的賠償を認めるための方法

懲罰的賠償を大規模不法行為で認容する上での問題は、既に1980年代中頃より解決策が検討されてきた<sup>(98)</sup>。まず、陪審の気まぐれに対応するために、大規模不法行為事案の手續を変化させ、懲罰的賠償を認容する基準を明確にすることであった。懲罰的賠償の認容基準には未必の故意があったが、当該賠償を判断するに際し陪審に対して法的事項を説明する裁判官からの説示(instruction)を明解にすることである。それには、無謀さの根拠となる無関心(indifference)、無視(disregard)、そして故意の概念を簡明に説示することが必要である<sup>(99)</sup>。これが行われることにより、陪審の気まぐれな判断に制限をかけることができるはずである。さらに、懲罰的賠償を認容するに際して原告に高い証明程度を求めれば、裁判官は陪審による評決を容易に覆すことも可能になる。

コロラド州では1973年に、懲罰的賠償を認容する判断に合理的疑い基準(reasonable doubt)を用いる旨の立法を行っている<sup>(100)</sup>。合理的疑い基準は刑事上のものであり、合理的に疑いを残さない程度まで検察側に被告人

(97) 原告の視点からは、弁護士が損害の原因についての情報をテレビ広告で発信することで、原告となる顧客の募集をしていると考えられている。See, Elizabeth Tippet, *Medical Advice from Lawyers: A Content Analysis of Advertising for Drug Injury Lawsuits*, 41 AM. J.L. & MED. 7 (2015).

(98) Richard C. Ausness, *Retribution and Deterrence: The Role of Punitive Damages in Products Liability Litigation*, 74 Ky. L.J. 1, 92-99 (1985).

(99) *Wangen v. Ford Motor Co.*, 294 N.W.2d 437, 442 (Wis. 1980)では、懲罰的賠償が認められるには、被害者により無謀ともいえる他者の権利へ無関心または無視の状況が示されるだけで十分である、と述べている。また、*Feld v. Merriam*, 485 A.2d 742, 747-48 (Pa. 1984)では、懲罰的損害賠償は意図的な行為に基づかなければならず、原告が無謀ともいえる他者の権利についての無関心または無視を示すだけで十分であると判断されている。

(100) C.R.S.A. §13-25-127(2).



が有罪であることの証明を求めるもので、有責の証拠が十分であることを意味する<sup>(101)</sup>。一方で、オレゴン州やミネソタ州などでは、明白かつ確信を抱かせる基準(clear and convincing evidence)を採用している<sup>(102)</sup>。これは合理的疑いのない基準よりも証明程度が低く、民事上の責任判断基準として多くの州で用いられている<sup>(103)</sup>。いずれの基準を採るにせよ、懲罰的賠償を認容する陪審評決を覆す基準を設定することは、陪審の気まぐれへ制限をかける効果が期待できよう。

被告に経費を負担させることにより、社会および被告に将来の違法行為を思いとどまらせて社会全体の損失を減少させることが抑止である。填補賠償もその額の多寡により一定の抑止効果が認められる。そこで、填補賠償のみでは十分な抑止効果が得られない場合に懲罰的賠償を負わせることは妥当となる<sup>(104)</sup>。また、抑止効果は効率性が重視される<sup>(105)</sup>。大規模不法行為の解決にはクラス・アクションや広域係属訴訟手続が用いられたが、その目的は被害者が個別に訴えを提起するためこれらを一括して解決を図る効率性にあった<sup>(106)</sup>。そのため、大規模訴訟上の効率性の追究は懲罰的賠償の抑止効果という目的と合致しているのである。

#### 4. 懲罰的賠償の連続的請求の問題

大規模不法行為事案では、州および連邦裁判所に提起されたすべての訴えが一個の訴えとして併合されない限り継続的に訴えが提起され、懲罰的

(101) Black's Law Dictionary 11th ed., reasonable doubt (2019).

(102) OR. REV. STAT. §30.925(1) (1979); MINN. STAT. ANN. §549.20 (1981).

(103) Black's Law Dictionary 11th ed., clear and convincing evidence (2019).

(104) Ellison, Jr., *supra* note 29, at 8-9.

(105) *Id.* at 3-10.

(106) 一括した審理の方法であるクラス・アクションについては、例えば樺博行「クラス・アクションの現状と課題」法政治研究第4号33頁、37頁(2018)、また連邦裁判所でのプレ・トライアルを一括して審理する方法である広域係属訴訟手続については、樺博行「クラス・アクションから広域係属訴訟手続へ」白鷗法学第28巻第2号163-165頁(2021)を参照。

賠償が連続して請求されつづけることになる。仮に被告が倒産し清算手続が開始されるのであれば、訴えを早く提起して勝訴判決を得た原告のみが懲罰的賠償を受けることができる<sup>(107)</sup>。

連続的な懲罰的賠償請求を避け、原告間での訴訟提起競争を防止するため、未発生損害が明確に発生した段階で被害者を訴訟当事者に加える繰延登録(deferral registry)が採られている<sup>(108)</sup>。この方法により、発症までに潜伏期間がある有毒物質を原因とする人身損害の賠償請求においては、疾病発症すなわち損害発生が明確な時点ですべての被害者の賠償額の算定が可能となると考えられている<sup>(109)</sup>。

繰延登録の方法は、1986年にマサチューセッツ州裁判所で採用されて以来、その後イリノイ州、メリーランド州をはじめとして多くの裁判所で実行されてきた<sup>(110)</sup>。アスベストなどの潜伏性のある物質による損害については、未発症の損害が明らかに発症した段階で審理することになるため、大規模不法行為のうち有毒物質不法行為に有効であると考えられている<sup>(111)</sup>。この方法は極めて多くの原告により提起されたアスベスト訴訟で用いられたものであり、審理の長期化や被害者の多数化に対応せざるを得ない喫緊の必要性から由来したものであった<sup>(112)</sup>。また、アスベストの吸引などを原因として必然的に疾病を発症するという前提から採られた方法でもあった。疾病が発症した場合、裁判官または陪審の事実認定者は損害の状態が明確に把握できるからである。しかし、アスベスト事案では損害が最も多大な原告つまり重い疾病を罹患している原告から審理がなされるた

---

(107) Jim Gash, *Solving the Multiple Punishments Problem: A Call for a National Punitive Damages Registry*, 99 NW. U. L. REV. 1613, 1625 (2005).

(108) Henderson, *supra* note 88, at 756.

(109) Peter H. Schuck, *The Worst Should Go First: Deferral Registries in Asbestos Litigation*, 15 HARV. J.L. & PUB. POLY 541, 542 (1994).

(110) David G. Owen, *Against Priority*, 37 SW. U. L. REV. 557, n.1 (2008).

(111) Peter H. Schuck, *The Worst Should Go First: Deferral Registries in Asbestos Litigation*, 15 HARV. J.L. & PUB. POLY 541, 542 (1994).

(112) *Id.* at 594.

め<sup>(113)</sup>、結果的に損害賠償は生命の危機に直面している原告に与えられる。そのため、軽微な被害者は損害賠償を受けることが遅くなり、またそれにより受けることができない場合もあるため、重大な損害の被害者と軽微なその被害者との間に不公平が生じることになる<sup>(114)</sup>。

重大な損害と軽微な損害の被害者との間での不公平な効果を避けるために、懲罰的賠償を個々の被害者ではなく被害者クラスに給付すべきとする主張がある。懲罰的賠償と填補賠償の額は同時に審理され、填補賠償を個々の被害者に、そして懲罰的賠償を被害者クラスへ給付することが提唱されている<sup>(115)</sup>。懲罰的賠償が連続して請求される問題の背景には被告の資金に制限があるため、連邦民事訴訟規則Rule23に定める制限資金クラス・アクション<sup>(116)</sup>と同一の状況ととらえられる。このクラス・アクションがクラス構成員全員の参加を必要とする強制型に該当することから、懲罰的賠償はクラス全体に与えられると考えるわけである<sup>(117)</sup>。

この主張の前提は損害賠償を請求するクラス・アクションによる訴えである。しかし、昨今この形式のクラス・アクションの合衆国最高裁判所による評価は消極的となっている。2011年に合衆国最高裁判所はWal-Mart Stores, Inc. v. Dukes<sup>(118)</sup>において、クラス・アクションではクラス全体の損害と個々のクラス構成員の損害が共通でなければならないことを確認した。そして、損害賠償が差止請求に付随して請求されているのであれば、

(113) See, e.g., Paul F. Rothstein, What Courts Can Do in the Face of the Never-Ending Asbestos Crisis, 71 Miss. L.J. 1, 31 (2001).

(114) Owen, *supra* note 110, at 558.

(115) Francis E. McGovern, *Punitive Damages and Class Actions*, 70 LA. L. REV. 435, 435, 441-42 (2010).

(116) F. R. Civ. Pro. Rule 23(b)(1)(B). 個々のクラス構成員自らが個別の訴えを提起すれば、他の者の利益を侵害すると想定される場合に認められるクラス・アクションである。

(117) Joan Steinman, *Managing Punitive Damages: A Role for Mandatory "Limited Generosity" Classes and Anti-Suit Injunctions?*, 36 WAKE FOREST L. REV. 1043, 1047-48 (2001).

(118) 564 U.S. 338 (2011).

共通性(commonality)が満たされないとして、クラス・アクションの成立を認めなかったのである<sup>(119)</sup>。同年のAT&T Mobility LLC v. Concepcion<sup>(120)</sup>もクラス・アクションに対する消極的姿勢を示した。本判決は、携帯電話利用契約でクラス・アクションを放棄して仲裁が用いられる旨の条項が含まれていたことにつき、このような契約を禁止する州法は1925年の連邦仲裁法(Federal Arbitration Act)が専占して無効とされると判断したのである<sup>(121)</sup>。これらの合衆国最高裁判所判決は、損害賠償を請求するクラス・アクションを紛争解決の手段として消極的に評価したのである。

したがって、クラス・アクションに対してこのような姿勢をとる合衆国最高裁判所判決がくだされる中<sup>(122)</sup>、クラス・アクションを前提として懲罰的賠償の問題を解決する方向性が裁判所で認められるのかは疑問なのである。

## おわりに

大規模不法行為救済のための損害賠償には、填補賠償に加えて懲罰的賠償が認められてきた。懲罰的賠償は不法行為への制裁と抑止の目的をもつ。懲罰的賠償が認められるには、故意が必要である。大規模不法行為は有毒物質使用にかかる警告の不備など、いわば過失に基づいて発生する。有毒物質の危険性を知りつつ製造物の欠陥を隠蔽して流通させた結果、損害が発生した場合には故意の存在が認められよう。しかし、一般的には大規模不法行為による損害は多数の者や広域にわたるものであるが、故意ではなく過失により発生するため懲罰を科す理由はない。

---

(119) *Id.* at 349-50. 本判決の評釈は、樺博行「クラス・アクションの要件」(別冊ジュリストアメリカ法判例百選)146頁(2012)を参照。

(120) 563 U.S. 333 (2011).

(121) *Id.* at 341.

(122) 合衆国最高裁判所が損害賠償請求のクラス・アクションの成立を認めない方向を示していることについては、樺博行「クラス・アクションの研究:アメリカにおける集団的救済の展開」124頁(丸善プラネット、2018)を参照。

また、懲罰的賠償は陪審の気まぐれで決定される性質がある。損害賠償とその額の決定が裁判官ではなく陪審に委ねられており、陪審の気まぐれを制限するためには裁判官による法的事項の説示を明確にする必要がある。さらに懲罰的賠償の認容について、より高度な程度を要求する合理的疑い基準によって判断することになれば、陪審の気まぐれさに一定の制限を設けることができる。損害賠償判断にかかる裁判官の裁量権を拡大することも制定法で可能ではあるが、それに対応して陪審の権限を制限するのは合衆国憲法第7修正に違反する可能性があり、客観性が担保された新たな方法を検討せざるを得ないのである。

懲罰的損害賠償には、社会に対して将来の違法行為を抑える一般的抑止と、加害者に対して将来の違法行為を抑えとどまらせる特定抑止があると考えられてきた。しかし、填補賠償を多額にすることで一般的抑止が可能である。また、加害者が不法行為責任を必ずしも認識できるわけではないため、特定抑止の効果が発生するかは疑問である。

そして、懲罰的賠償の連続的請求で発生する損害賠償のための原資不足については、繰延登録の方法によって回避できるかもしれないが、この方法は損害賠償請求のためのクラス・アクションを前提としている。当該形式のクラス・アクションは合衆国最高裁判所で消極的評価を受けており、現在においてもそれが変化する兆しはない。したがって、これらの理由から、大規模不法行為事案で懲罰的賠償を認めることに妥当性があるとはいえないのである。

(本学法学部教授)